

生活環境

(1) 水道

水道の新設、増設、布設替、修理などは、必ず小林市水道課指定給水装置工事業者に依頼してください。水道工事にあたってのいろいろな手続きを皆様に代わって行います。

こんなとき	手続きの内容	お問い合わせ・申込先
水道を使い始めるとき	蛇口をひねって、水が出る場合はそのままお使いください。その後、必ず「水道使用開始届」ハガキを郵送ください。水が出ない場合は、水道課へお電話ください。その際、「水道使用開始届」に記載してある「お客様番号」をお知らせください。なお、「水道使用開始届」が見当たらない場合は、印鑑を持って水道課窓口で必ず使用開始手続きをしてください。（電話での受付はできません）	本庁水道局水道課 ☎23-0321 野尻庁舎野尻水道グループ ☎44-1100
水道の使用をやめるとき	できるだけ事前にお電話か窓口にて中止の手続きを行ってください。お知らせいただけないと、使用水量が0㎡であっても、基本料金がかかります。	
水道使用者を変更するとき（名義変更）	売買、相続等による所有権の移転には書類による届出が必要です。詳しくは水道課へおたずねください。	
水道の新設・布設替を行うとき	新築等の際に水道の新設・改造工事を行うときは、書類による届出が必要です。小林市指定給水装置工事業者に依頼してください。	本庁水道局水道課 ☎23-0321 野尻庁舎野尻水道グループ ☎44-1100
宅地内の水道管や蛇口が壊れた、蛇口の水が完全に止まらないとき	水道メーターから宅地内の漏水や蛇口などの修理は、小林市指定給水装置工事業者に依頼してください。	または小林市指定給水装置工事業者

(2) 公共下水道・農業集落排水施設

排水設備工事は、必ず小林市排水設備指定工事店に依頼して行ってください。

こんなとき	手続きの内容	お問い合わせ・申込先
排水設備を新設・改造・増設するとき	排水設備計画確認申請書が必要です。小林市排水設備指定工事店を通して手続きできます。	本庁水道局水道課 ☎23-0321
排水設備の使用を開始するとき	使用開始等届が必要です。小林市排水設備指定工事店を通して手続きできます。	野尻庁舎野尻水道グループ ☎44-1100
転居・転出により排水設備を休止・廃止するとき	休止・廃止届が必要です。	または小林市排水設備指定工事店

(3) し尿

こんなとき	手続きの内容	お問い合わせ・申込先
くみ取りの申し込みをしたいとき	収集許可業者へ直接、お申し込みください。	(株)小林衛生公社 ☎23-2429
項目	内容	お問い合わせ
浄化槽の設置	浄化槽の設置に対して補助金を交付する「浄化槽設置費補助」制度があります。	本庁市民部生活環境課 ☎24-8122 須木庁舎住民生活課 ☎48-3132 野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100

(4) ごみ・リサイクル

項目	内容	お問い合わせ
ごみの収集リサイクル	<p>「ごみ」については、地域の区・組が管理する集積場を中心に収集します。区・組に未加入の方や集積場への搬出が困難な方は、右記のお問い合わせ先までご連絡ください。それぞれの地域ごとの収集日は基本的に変わりません。ただし、ごみ袋については当面現行どおりですが、今後統一する予定です。ごみの分別方法・収集日等の詳細については、市発行のごみ分別虎の巻をご覧ください。</p> <p>また、各種団体の空きびんなどの回収に対して補助金を交付する「資源再生利用促進推進補助」、生ごみ処理機等の購入費に対して補助金を交付する「電動生ごみ処理機・簡易コンポスト・EMボカシ専用密閉容器設置費補助」、ごみ集積場の施設設置に対して補助金を交付する「ごみ収集場集積施設設置補助」など、補助制度があります。</p>	<p>本庁市民部生活環境課 ☎24-8122</p> <p>須木庁舎住民生活課 ☎48-3132</p> <p>野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100</p>

(5) 都市計画

項目	こんなことについて	お問い合わせ先
都市計画に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画決定・変更に関すること ●都市計画における指定状況の証明に関すること ●都市計画図等の販売に関すること 	<p>本庁土木部建設課 ☎23-0311</p>
民間土地の開発に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画法開発行為に関すること 	

(6) 都市公園

申請者（窓口に来る方）	申請に必要なもの	お問い合わせ先
都市公園に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●都市公園を利用するとき、問い合わせをするとき ●都市公園を占用するとき 	<p>本庁土木部建設課 ☎23-0311</p>

(7) 建築

項目	こんなことについて	お問い合わせ先
建築に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●建築確認申請に係る進達に関すること ●その他建築に関すること 	<p>本庁財務部管財課 ☎23-0222</p>

(8) 地籍図

交付・閲覧	内容	手数料	お問い合わせ先
地籍図等の写し・閲覧	地籍図・集成図・一筆座標等、地籍調査結果の閲覧	1枚 300円	<p>本庁財務部税務課 ☎23-0115</p> <p>須木庁舎住民生活課 ☎48-3132</p> <p>野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100</p>